

○補助金の支給対象となる取組例

1. I C T機器等の導入による業務効率化

業務効率化に資する機器や設備であれば幅広く対象となります。

【対象機器等の例】

タブレット端末、離床センサー、インカム、W E B 会議設備、床ふきロボット、監視カメラ、パソコン、コピー機、電子カルテ、電子処方箋、自動体位変換機能付きエアマット、マイナンバーカードのカードリーダー、遠隔確認可能な心電図モニター・人工呼吸器、会計ソフト、セルフレジ、新規導入機器の設置費用など

【対象とならないものの例】

既存機器・既存システムのランニングコスト、既存システムの更新・保守費用、送料、振込手数料など

2. タスクシフト／シェアによる業務効率化

医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェアが対象です。令和 6 年 4 月 1 日以降に新たに雇用開始した者の人件費が対象となります。

【その他対象となるもの】

業務を分担する事務職員等の新規雇用、退職者補充による新規雇用、
実質的に新たに職員を配置する場合と同等程度の業務効率化が図られ
る雇用形態の変更（非常勤職員から常勤職員へ）に係る人件費、人材
派遣・業務委託の経費（ただし、紹介予定派遣の紹介手数料は対象
外）

3. 給付金を活用した更なる賃上げ

処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善が対象です。

【対象職種】

薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、看護補助者、理学療法士、
作業療法士、視覚訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技
工士、歯科業務補助者、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査
技師、衛生検査技師、臨床工学技士、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉
士、社会福祉士、介護福祉士、保育士、救急救命士、あん摩マッサージ指
圧師、はり師・きゅう師、柔道整復師、公認心理師、診療情報管理士、医
師事務作業補助者、事務職員、その他医療に従事する職員（医師及び歯科
医師を除く。ただし、40歳未満の若手医師・若手歯科医師はその限りで
はない。）

【対象となる賃金】

ベースアップ、一時金、手当、臨時ボーナス

【対象とならない賃金】

ベースアップ評価料で手当てされている賃上げ分、公立病院における人事院勧告による給与または賞与の増額分

※1 上記の取組について、機器の購入と賃上げ部分といったように、複数に

充てていただいても結構です。

※2 既に他の補助金が充てられている設備や取組に、本補助金を充てるこ

とはできません。

※3 原則、消費税の仕入れ控除税額の返還を実施することとなります。